氏　　名	田邊朋行（たなべ ともゆき）
学位(専攻分野)	博　士（エネルギー科学）
学位記番号	エネ博第 111 号
学位授与の日付	平成17年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	エネルギー科学研究科エネルギー社会・環境科学専攻
学位論文題目	原子力安全性維持向上のための規制と企業コンプライアンス活動との協働に関する研究
論文調査委員	（主査）教授 中込良廣　教授 吉川榮和　教授 木南　敦

論文内容の要旨

本論文は，原子力事業における企業コンプライアンス活動を，品質保証活動の一部を含む広い概念として捉え，規制行政との間の協働関係を構築するための，原子力規制のあり方，企業コンプライアンス促進の規制手段・運用のあり方及び企業コンプライアンス活動推進のための事業者の取り組むべき課題・相互支援のあり方を提言したもので，5章からなっている。

第1章は緒言で，平成11年9月のJCO臨界事故や平成14年8月に発覚した東京電力原子力発電所自主点検データ不実記載問題等のいわゆる原子力不祥事は，原子力事業者の品質保証体制及びコンプライアンス（法令遵守）体制の機能不全が原因となっていることを指摘している。このことを解決するために本研究では，原子炉等規制法の規制体系そのものの改変を含めて，規制側と事業者側との一定の緊張関係の下に，原子力安全の維持向上のための品質保証活動とコンプライアンス活動を通して，好ましい相互作用（協働）を構築することを目的としていることを述べている。

第2章では，我が国の原子力事業の安全確保及び運営を実質的に規制する原子炉等規制法が，昭和32年の制定以来規制構造を殆ど変えることなく現在に至っており，その縦割り型事業規制枠組みを通した規制方法が，原子力を取り巻く新しい課題に十分対応できなくなっていることを明らかにしている。具体例として，同一原子力施設に対する複数事業規制や事業規制枠組外での核物質発見等への対応を挙げ，規制の効率性及び実効性確保の視点から，JCO臨界事故等の事案分析及び米，英，独等の外国法との比較分析を行っている。その結果，規制の効率性及び実効性を高める立法的解決の基本的考え方として，包括的な施設許可制及び核物質利用許可制の導入の必要性を提言している。また，これらの具現化した複数の解決試案を示し，併せてそれらの長短を論じている。

第3章では，企業のコンプライアンス活動導入の契機となり，かつそれを促進する手段となり得る内部告発者保護制度を取り上げている。この制度の導入に関し，すでに原子力安全規制において同制度を導入している米国での具体的先例を分析し，同制度が事業者のコンプライアンス活動の推進力になった理由を，(1)保護制度そのものの制度的信頼性確保のための詳細手続きの整備，及び(2)信頼性及び実効性のある社内通報制度の整備及びその利用への誘導，にあることを明らかにしている。この結果を踏まえ，我が国の原子力安全規制分野において，社内通報制度を始めとする企業コンプライアンス活動を促進する形での，内部告発者保護制度の詳細な制度設計及び運用が必要であることを提言している。さらに，内部告発者保護制度が規制適正化の契機となる情報を規制側に伝達する機能を有していることに着目し，この機能伝達の手段として，現行法の「主務大臣等に対する申告」制度を活用すべき点を述べ，それを実現する運用のあり方について提言している。

第4章では，我が国の原子力事業者が取り入れている規範的かつ文書化重視の従来型品質保証体制を補うものとして，社内通報制度に着目し，この制度が情報伝達経路の拡充や組織ルールの見直しの契機となるとの視点に立って，制度の意義を論じている。また，米国原子力事業者における「従業員懸念事項報告プログラム」と称される社内通報制度の分析，及びこれまで実施例のなかった我が国の企業担当部署に対するインタビュー調査を通して，同制度活用の成功要因及び問題点を抽出している。これらの結果を基に，コンプライアンス推進体制の実効性確保に必要な社内通報制度について，原子力事業者

としての取組み方を明らかにしている。さらに，その支援のための外部環境整備のあり方についても論じ，規制のための行政資源に制約のある我が国においては，インセンティブ型規制システムの導入及び事業者間の相互支援体制の確立が必要であることを提言している。

第5章では，本研究で行った議論及び提言の整理を行い，結論を述べている。具体的には，規制面における原子炉等規制法の規制構造の見直しと内部告発者保護制度（主務大臣等に対する申告制度）に，原子力事業者にインセンティブをもたらすように更なる運用改善を図り，かつその下で原子力事業者が社内通報制度導入を含めた企業コンプライアンス態勢を確立することを提起している。これにより，規制主体と事業者の両者間で，内部告発者保護制度の活用を通じた規制実効性確保に向けての事業者への緊張感付与及び企業コンプライアンス活動の強化が図られ，双方の協働によって実効的な原子力安全の維持向上に繋がると結論している。

論文審査の結果の要旨

本論文は，近年の原子力界不祥事発生の状況に鑑み，原子力安全規制行政と事業者コンプライアンス活動との間に適正な協働関係を構築するために，必要な法制度及び事業者の取組みのあり方を文献調査及び現地調査を基に分析し，我が国の原子力安全性向上に資する政策提言を行ったもので，得られた主な結果は以下のとおりである。

(1) わが国の原子炉等規制法による縦割り型事業規制枠組みを通した規制方法が，原子力を取り巻く新しい課題に，実効性・効率性の点で十分対応できなくなっていることを，JCO臨界事故等の具体例の分析及び諸外国法との比較分析により明らかにした。その立法的な解決方法として包括的な「施設許可制」及び「核物質利用許可制」の双方の枠組みによる規制体系を構築することを提言した。

(2) 米国の原子力安全規制における内部告発者保護制度について調査分析し，この制度が原子力事業者のコンプライアンス活動の推進力になった要因を明らかにした。この結果を踏まえ，内部告発者保護制度が事業者の緊張感を助長させることから，コンプライアンス活動活性化の方策として社内通報制度の整備の必要性を論じ，原子炉等規制法における主務大臣等に対する申告制度の信頼性向上のため，社内通報制度利用の緩やかな誘導を運用レベルで図るための具体的な改善策を提言した。

(3) 国内外の原子力産業及び他産業におけるコンプライアンス活動の実態について，社内通報制度を中心に文献調査のみならず，これまで実施例のなかった企業担当部署へのインタビュー調査を行い，その結果，通報要件・利用者範囲の緩和，誤報・濫用への穏便な対応，通報者守秘の徹底，社外窓口としての弁護士の用意，調査・是正体制の整備により，情報伝達拡充機能及びリスク管理機能が向上し，社内通報制度が有効に機能することを明らかにした。

(4) 以上のことから，規制体系と原子力事業者のコンプライアンス態勢の緊張感に基づく協働を確立するためには，我が国の原子力界においてインセンティブ型規制システムの導入及び民間主体の支援・協力システムの導入が必要なことを提言した。

以上要するに，本論文は原子力分野における安全性維持向上に関し，規制主体と事業者の協働という新たな視点から，我が国の原子力安全規制法体系及び企業コンプライアンス活動のあり方，並びに規制主体と事業者の望ましい相互関係を提言したもので，得られた成果は学術上，実際上寄与するところが少なくない。また，今後の原子力の安全確保の向上のみならず，食品，医療，建設等の高い安全性が要請される他産業への貢献が期待される。

よって，本論文は博士（エネルギー科学）の学位論文として価値あるものと認める。また，平成17年2月22日に実施した論文内容とそれに関連した試問の結果合格と認めた。